

審査基準表

審査項目		審査基準	配点
1 全体事項			
1-1	事業目的の理解	事業目的の正しい理解に基づいた提案となっているか。	20
1-2	業務実績等	・業務実績があり、得られた知見を本業務に活かす提案となっているか。 ・土木行政の業務内容や行政情報システム業務知識など、当該事業を実施するために必要な専門的知識や情報を有しているか。	
2 検討・助言業務			
2-1	現行システム現状分析	・現行システム（Web-GIS）の状況を把握する方法が適切か。	130
2-2	現行システム移行等検討	・現行システムをノーコードツールに移行する場合の課題、機能、コストについて、検討方法が適切か。 ・ノーコードツール以外の方法も検討に含まれているか。	
2-3	現行システム他事例分析	・他自治体の事例整理する方法が適切か。	
2-4	検討システムの業務分析による課題整理・市場調査	・ニーズ・課題を把握する方法が適切であるか。 ・現状の課題・問題点の分析方法が適切であるか。 ・市場調査等の情報収集について具体的であるか。	
2-5	検討システムの積算・要件定義等整理	・要件定義等の整理方法について適切であるか。	
3 業務履行・実施体制等			
3-1	業務履行に関すること	・県への負担をあまりかけることなく、積極的・主体的な業務履行を行うための具体的な提案が示されているか。	50
3-2	提案に関すること	・提案内容に独創性はあるか。	
3-3	実施体制・スケジュール管理	・プロジェクト管理者は豊富な実績を有しているか。 ・柔軟性や即応性を有した現実的な業務実施体制が提案されているか。 ・プロジェクト管理に関する適切な提案がなされているか。 ・無理のない合理的な作業スケジュールが提案されているか。	
3-4	秘密保持と公平性の確保	・情報管理の徹底が図られる提案となっているか。	
技術点合計			
			200

見積金額による価格点

審査項目	審査基準	配点
本業務にかかる見積金額について	【（1－（見積金額（税抜き）×1.1）／上限金額）×10】	10
価格点合計		
		10
技術点と価格点の合計		
		210

【審査方法】

- （１）委員は、各項目について審査を行い採点する。
- （２）全ての委員の点数を集計し平均点を算出する。平均点が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
- （３）平均点が最低基準点である１２６点（満点２１０点×６割）以上になった参加者がいなかったときは受託候補者を決定しない。
- （４）参加者が１者だけの場合、平均点が最低基準点である１２６点（満点２１０点×６割）以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。
- （５）評価が高いものを５点、評価が低いものを１点とする５段階評価とする。
- ※ 最低限の要求水準を満たしていると判断される場合の基本点を３点とし、要求水準を上回っていると判断されるものは加点、要求水準を下回っていると判断される場合は減点を行う。提案がない項目は０点とする。